

## 延岡市放課後児童クラブ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、延岡市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 放課後等において保護者が不在の家庭の小学校に就学している児童（以下「対象児童」という。）の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う施設として、児童クラブを設置する。

2 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(休業日)

第3条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開設時間)

第4条 児童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる日以外の平日 対象児童の下校時から午後6時まで
- (2) 土曜日及び延岡市立学校管理運営規則（平成14年教育委員会規則第4号）第9条第1項第3号から第7号までに規定する日 午前8時から午後6時まで

2 市長は、必要に応じ、前項に規定する開設時間を午後7時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開設時間を変更することができる。

(利用許可)

第5条 児童クラブを利用しようとする対象児童の保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）は、市長に利用の申請をし、その許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 市長は、利用許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、児童クラブの管理又は運営に支障がある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、利用を許可しないことができる。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、利用許可を受けた児童又はその保護者等（以下「利用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 利用者等が規則で定める利用の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 保護者等が正当な理由なく使用料を2か月以上滞納したとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童クラブの管理又は運営に支障がある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

3 前2項に規定する利用許可の取消し又は利用の停止によって利用者等が受けた損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 市長が管理する児童クラブの利用許可を受けた保護者等は、別表第2に定める額の使用料を、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 児童クラブの施設、附帯設備等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 児童クラブの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、延岡市公の施設に係る指定

管理者の指定の手續に関する条例（平成15年条例第33号）に定めるもののほか、市長が別に定める。

- 3 第5条、第6条、第8条及び第9条の規定は、指定管理者による児童クラブの管理について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項第5号、第8条及び第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条第3項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務（第15条において「管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 児童クラブにおける放課後児童健全育成事業の実施に関する業務
- (2) 児童クラブの利用許可等に関する業務
- (3) 児童クラブの利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (4) 児童クラブ施設、附帯設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

（利用料金）

第13条 指定管理者が管理する児童クラブの利用許可を受けた保護者等は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額の利用料金を、指定管理者が指定する期限までに納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（休業日等の変更）

第14条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て第3条に規定する休業日並びに第4条第1項に規定する開設時間及び同条第2項に規定する延長する開設時間を変更することができる。

（指定管理者が行う個人情報の取扱い）

第15条 指定管理者は、管理業務により取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理業務に従事している者又は従事していた者は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第11条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な準備行為をすることができる。

3 児童クラブの利用に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
東海小児童クラブ	延岡市稲葉崎町一丁目1703番地
一ヶ岡小児童クラブ	延岡市南一ヶ岡二丁目17番1号
西小児童クラブ	延岡市古城町四丁目49番地
岡富小児童クラブ	延岡市高千穂通3830番地
東小児童クラブ	延岡市出北五丁目12番1号
恒富小児童クラブ	延岡市愛宕町一丁目1番地1
旭小児童クラブ	延岡市中川原町二丁目4591番地2
南小児童クラブ	延岡市平原町二丁目825番地
南方小児童クラブ	延岡市野田三丁目14番2号
緑ヶ丘小児童クラブ	延岡市緑ヶ丘四丁目11番1号
伊形小児童クラブ	延岡市伊形町5700番地
土々呂小児童クラブ	延岡市土々呂町一丁目276番地
東海東小児童クラブ	延岡市柚の木田町2332番地

別表第2 (第7条、第13条関係)

利用区分	使用料・利用料金 (対象児童1人当たり)
通年	月額 4,000円
春季休業日	春季休業日の期間につき 600円
夏季休業日	夏季休業日の期間につき 4,000円
冬季休業日	冬季休業日の期間につき 1,200円
学年末休業日	学年末休業日の期間につき 600円
第4条第2項に規定する開設時間の延長	1日当たり 300円
	月額 2,000円

備考 開設時間の延長の利用については、1日当たりの額に利用した日数を乗じて得た額を納付するものとする。ただし、月に7日以上利用した場合

は、月額により納付するものとする。